



Reach Within to Embrace Humanity

こころの中を見つめよう
博愛を広げるために

国際ロータリー第2660地区

吹田西ロータリークラブ ウィークリー 2011-2012

■創立 1980.6.12

事務所 ☎564-0051 吹田市豊津町9番40号 江坂東急ビル1F

☎(06) 6338-0832 FAX (06) 6338-0020

URL <http://www.suita-west-rc.org>

例会場 新大阪江坂東急イン

☎564-0051 吹田市豊津町9番6号 ☎(06) 6338-0109

例会日 毎月曜日 18:00~19:00

役員 会長：阪本勝彦 幹事：紙谷幸弘 会報委員長：榎原一滋

4

つのテスト

●真実かどうか

●みんなに公平か

●好意と友情を深めるか

●みんなのためになるかどうか

第1458回例会 平成24年5月28日

卓話「未来の夢 (FVP) 計画について」

地区国際奉仕・WCS委員 小林会員

今週の歌「ロータリー賛歌」

「ロータリーの理念と精神の追求」

先週内容

会長挨拶 阪本会長

- 太陽と月の神秘、金環日食をご覧になりましたか。太陽が月に隠れ、光の輪が見える金環日食はその状態になるまでの経過がロマンチックです。国内で25年ぶりだそうです。今回のように日本の広範囲で観察できるのは932年ぶり（平安時代以来）。安全に観察するために日食グラスを用意しようと東急ハンズへ行きましたが売り切れでした。次に金環日食が見られるのは2312年です。
- 1972年の沖縄本土復帰から40年。その式典が5/15に行われました。種々の課題がありますが、早く本土並みになって欲しいものです。40年経過しても変わらない、日本政府に植民地支配をされているという声がありました。40年前、沖縄へ研修に行きましたが、職場へ連絡するのに公衆電話でしたので大変でした。沖縄銀行で10円玉を多量に両替したことを記憶しています。

幹事報告 紙谷幹事

- 次週例会はノーマイカーデーになります。例会場は2Fシャングリラですのでお間違いないようお願いします。又、理事会もシャングリラになります。新現合同理事会となりますので宜しく願います。

次週 第1459回 例会予告 平成24年6月4日

卓話「私の職業 ホテルサービスについて」 勝会員

Weekly No. 1458は井伊委員が担当しました。

Weekly No. 1459は水間副委員長が担当の予定です。

(本日の原稿をお渡し下さい)

ゲスト

榎原委員

千里RC ガバナー補佐 矢橋 弘嗣様



ガバナー補佐 矢橋 弘嗣様 年度末のご挨拶

出席報告

吉田委員長

- 会員数 49名 ●来客 1名
- 出席会員数 43名 ●本日の出席率 95.56%
- 4月23日の出席率(メーキャップを含む) 100%

クラブ奉仕委員会

青木委員長

本日例会終了後、7時よりメイプルルームにて新入会員レクチャーがあります。家村研修情報・規定委員長より約30～40分のお話があります。枚本会員、矢倉会員が対象です。阪本会長、小生も同席します。よろしく願います。

青少年委員会

高木委員長

2012-13年度RI2660地区ガバナー、
地区青少年活動委員会主催の
「少年少女ニコニコキャンプ」について

日時：8月3日～5日

場所：生駒山麓公園

テーマ：生駒の夏。作ろうでっかい思い出

ロータリアン、ご子息のご参加を是非お願い申し上げます。

野球同好会

清水会員

本日ボックスに全国RC野球大会のご案内を配布しました。甲子園球場内の駐車場も利用可能です。出欠を回覧します。入場は無料ですが、入場証が必要です。当日観戦される方は、ご家族、知人等、必要枚数をご記入下さい。多数の応援よろしくお願い致します。

本日ご寄付下さいました合計金額 ¥63,376-でした。本当にありがとうございました。

ニコニコ箱

勝副SAA

◆尾家会員

石崎会員に大変なご無理をお願いしました。孫が喜びます。

◆河邊会員

木瀬部屋が復活しました。

◆澤井会員

結婚記念日の御花有難う御座居ました。

◆小川会員

韓国工場の完成を祝して。

本日のニコニコ箱 12,000円

累計のニコニコ箱 1,157,000円

卓話

「私の仕事—事業再生について」

矢倉会員



1. 中小企業金融円滑化法の終了

平成21年12月に中小企業金融円滑化法（モラトリアム法）が施行され、中小企業が金融機関に対して、返済の猶予（貸付条件の変更、リスケジュール）の申し込みをすれば、金融機関は、ほぼリスケに応じてくれるという状況が続き、それがなければ破綻に至る企業が延命されてきました。この法律は当初23年3月末までの予定でしたが、延長され、今回最後の延長が認められ、25年3月終了となります。

リスケにより、元本返済を猶予してもらっている間に、積極的に経営改善計画を立てて実行し、事業再建のために、収支を改善して利益を生み出す体質に変えることができればいいのですが、円滑化法が終了する来年3月に向けて、これまで先延ばしにされてきた企業の破綻が顕在化するのではないかと、いわれています。

2. 清算か、再生か

そうなった場合、企業を清算（破産）するか再生を考えるか、再生をすることで、私的整理か法的整理か、という選択肢があります。

私的整理というのは、弁護士等に依頼して

再建計画を立て、金融機関等債権者と交渉して、その同意を取り付け、債権額を減額して返済していく方法です。

その場合に、都道府県毎にある「中小企業再生支援協議会」を利用して、金融機関に対する負債のみを整理する、という方法があります。中小企業庁が関与している公の機関ですので、金融機関の同意が得やすいというメリットや、金融機関の負債のみを整理するので、取引先に伝わらないというメリットがあります。

3. 私的整理か、法的整理か

私的整理では、再生が難しいという場合には、法的整理（民事再生）を利用することができます。

大会社の場合は、JALや武富士のように、会社更生という手続きを利用しますが、民事再生は、中小の株式会社だけでなく、医療法人、社会福祉法人、個人も利用できます。次のような場合は、民事再生を検討するとよいと思います。

- ✓ 会社をつぶしたくない、継続したい
- ✓ 代表者を続けたい、ほかにできる人がいない
- ✓ 従業員の雇用、取引先を守りたい。
- ✓ 事業自体は利益が出ているので、負債が減れば再生できる。
- ✓ 大口の金融機関の同意が得られる可能性が高い。
- ✓ 債権者の多くの同意を得られる可能性が高い。

4. 民事再生の方法

再生の方法としては、収益弁済型（今後の事業の収益で弁済する）と事業譲渡型（スポンサーを見つけて事業を譲渡して、その代金で弁済する）という方法があります。

5. 手続きの流れ

- 資金繰りがいつまで可能かを検討して、早期に弁護士、公認会計士に相談し、申立前に十分な準備をします。
- 裁判所への予納金、申立費用の準備をします。
- 裁判所への申立と同時に、弁済禁止の保全処分及び監督命令が出され、監督委員が選任されます。銀行回り、従業員説明会、債権者説明会等を行います。
- 申立から約1週間後に再生開始決定が出来ます。
- 申立から3、4ヶ月で再生計画案を作成します。
- 申立から半年ほどで、債権者集会を開いて、可決されれば、再生計画認可決定が出来ます。債権者の過半数及び、債権額の総額の2分の1以上の賛成が得られれば可決されます。
- 通常10年の返済が多いですが（もっと短い場合もあります）、3年間は監督委員が監督します。

6. 最後に

ぎりぎりまで何とかかなと思って親族や友人に借りて運転資金を回そうとする場合もありますが、それでは、裁判所への予納金も用意できませんし、申立後は借金ができませんので、その後の資金繰りもできなくなります。切迫する前に、ご相談はできる限り早くされた方が、選択肢が増えます。知人や取引先等で困っておられる方がおられたら、相談に行くことを勧めして下さい。弁護士には守秘義務がありますので、秘密が漏れることはありません。